

公 示 送 達 書

大分市告示第 340号

令和 8年 6月12日

下記の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

この納税通知書は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日経過したときをもって送達されたものとみなす。

なお、当該納税通知書は、大分市役所国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

大分市長 足立 信也



記

1. 送達する書類の名称
国民健康保険税決定通知書兼納税通知書
令和7年度、令和6年度、令和5年度、令和4年度
2. 送達を受けるべき者の氏名
別紙のとおり

